

「全地方議会女性議員の現状 2023」中間報告

戸田 香

京都女子大学ジェンダー教育研究所 助教

鈴木富美子

京都女子大学データサイエンス学部データサイエンス学科 教授

<事業概要>

本事業の目的は「(公益財団法人)市川房枝記念会女性と政治センター」¹(東京)(以下、「記念会」)が1971年以降実施してきた全地方議会の女性議員調査について、「記念会」と京都女子大学との「覚書」(令和5年5月9日締結)に基づき、両者の共催事業として『2023年度版 全地方議会女性議員の現状』(以下、「2023年度版」)の発行を行うものである。

具体的には、2023年春に実施された全国統一地方選挙²(以下、「統一地方選」)の結果を踏まえて、全国約1780の都道府県・市区町村議会³(以下、「全地方議会」)における女性議員の状況を明らかにすることにある。事業期間は2023年~2025年度の3年間である。本学がデータを集計・分析を行い、その現状を社会に共有することを目指す。その上で地方政治における女性議員に関する研究蓄積に資するとともに、本学の「新グランドビジョン(2020-2029)」に則り、ジェンダー平等社会の構築に貢献することも目指す。

<調査の実施者と方法>

本事業の調査と「2023年度版」の発行業務は当研究所が行った。調査にあたっての重要事項は都度、「記念会」と協議の上、内容や方向性を決定した。本調査は、2023年8月に総務省自治行政局選挙部管理課の確認を得た上で、全国の都道府県選挙管理委員会(以下、「選管」)に対して、同年9月13日付で調査への協力を依頼する書状を郵送した。選管には各都道府県内の市区町村選管からの回答のとりまとめも依頼し

¹ 「記念会」と本学は、「日本におけるジェンダー平等および女性の政治的エンパワーメントの促進を図ることを目的」に「連携・協力に関する協定書」を令和4年11月30日に締結している。

² 正式名称は「統一地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙」。

³ 北方領土の6村を含めない。

た。2024年夏頃までに複数回に分けて「調査表」の回収を行った（質問事項等を記入した「調査表」は2019年度調査の際に「記念会」が用いたものを継続して使用した）。

<明らかになった課題>

総務省は、令和2年7月17日付で、各選管宛に1通の「通知」⁴を発行しており、これが本調査に重大な影響を与えた。この「通知」には、候補者の立候補届出があった旨の告示事項等に候補者の性別を記載しないという内容が盛り込まれている。この「通知」を発行した理由について、総務省は「第32次地方制度調査会答申」⁵において、「多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要があると言及されたことを踏まえた」⁶とする。総務省は「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘もある」⁷と説明している。この通知は、結果として一部選管において「女性に特化した調査への回答はできない」「総務省通知があるため回答は行えない」等の判断を招き、本調査への回答を行わなかったり、一部しか回答しなかったりした選管が続出した。本調査に回答しなかった自治体数は133（6道県、66市、61町村）である。

本調査は1971年の開始以降、選管から回収した全地方議会における女性議員の数、党派、当選回数、氏名、年齢などのデータをもとに、各統一地方選後に、その実態と変遷を分析してきた。これまでの調査結果は、多くの研究者やメディアに引用されるなど、社会における重要な意味を保持してきた。それを踏まえて、今回の調査を行った結果、総務省の対応に大きな問題点が2点あると考える。

1点目である。特に2023年の統一地方選は、これまで「女性のいない民主主義」⁸と指摘されてきた日本において、地方選挙史上類を見ないほど女性の状況が注目され、わが国の民主主義の1つの試金石となっていたと言える。それにもかかわらず、総務省の

⁴ 総務省自治行政局選挙部長名で各選管委員長宛てに発行された。「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）の第3地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における立候補の届出があった旨の告示事項等について」[総行管第205号]

https://www.soumu.go.jp/main_content/000704946.pdf（2024/12/29取得。以下、本稿全て同）。尚、本通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「技術的助言」に該当。「技術的助言」とは地方自治体の事務に関し、客観的に妥当性のある行為や措置を実施するように促したり、必要な事項を示したりする助言を指し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮するとされ、強制力はない。（総務省2011/07/06「今後発出する通知・通達の取扱いについて」https://www.soumu.go.jp/main_content/000121537.pdf）

⁵ 総務省、地方制度調査会、第32次地方制度調査会、『2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申 令和2年6月26日』pp.21-24。（https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf）

⁶ 内閣府男女共同参画局、2022、『ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて 令和4年8月29日』p.2

（https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_1.pdf）

⁷ 同上

⁸ 前田健太郎（2019）『女性のいない民主主義』岩波書店。からの引用。日本において男性に政治権力が集中している現状を指した言葉。

「通知」により、この選挙結果を踏まえた現時点での実態把握は難しくなり、歴史的視点からの分析も困難にしている。政治におけるジェンダーをめぐる状況や問題を明らかにするために収集・分析される統計データは、中央・地方政府における政策立案は勿論のこと、社会における課題解決のために重要な役割を果たすことは論を俟たない。

2点目である。総務省や内閣府のオフィシャルサイトで示された女性議員数などは、ほとんどの自治体選管が候補者に対し、立候補を届け出た時点で提出を求めている戸籍に記載された性別を根拠としている。つまり、現在の社会で求められている性の多様性への対応は十分行われているとは言えず、社会の実態を正確に表しているとも言い難い。

すなわち、総務省は、この二正面のいずれにおいても十分に政策対応していないと考える。今後、ジェンダー平等社会構築のために、実態に即した議論を行い、政策の転換を求めるものである。

<今後の予定>

2024年度中に先述の経緯含めた分析結果を当研究所のオフィシャルサイトでの公開を予定している⁹。

⁹ 本調査では、性別について確認があった選管に対しては「自認」「戸籍」のいずれでも記載可能と回答している。